

平成29年 6月 6日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成29年6月6日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(東庄町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度東庄町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第10 議案第20号 平成29年度東庄町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
(平成28年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書)
- 日程第12 請願第 1号 「国における平成30(2018)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第13 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

日程第14 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

1番 土屋光正君

2番 宮澤健君

3番 佐久間義房君

4番 板 寺 正 範 君
5番 花 香 孝 彦 君
6番 林 俊 之 君
7番 大 網 正 敏 君
8番 城之内 一 男 君
9番 高 木 武 男 君
10番 鈴 木 正 昭 君
11番 山 崎 ひろみ 君
13番 鎌 形 寿 一 君
14番 土 屋 進 君

欠席議員（1名）

12番 宮 崎 正 吾 君

出席説明員（13名）

町 長 岩 田 利 雄 君
副 町 長 金 島 正 好 君
監 査 委 員 平 山 茂 君
総 務 課 長 向 後 喜一朗 君
町 民 課 長 高 木 浩 一 君
まちづくり課長 林 栄 壽 君
健 康 福 祉 課 長 海 上 孝 君
会 計 管 理 者 石 毛 幸 子 君
病 院 事 務 長 寺 嶋 利 和 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 土 屋 富 士 雄 君
教 育 長 五 十 嵐 正 憲 君
教 育 課 長 多 田 克 己 君
生 涯 学 習 担 当 課 長 林 寛 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 笹 本 忠 男
次 長 石 毛 美 恵 子
主 査 岩 瀬 知 博

(午前10時00分 開会)

議長(土屋 進君)

皆様、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。なお、12番、宮崎正吾議員は体調不良のため、遅れて来ます。

では、ただいまから、平成29年6月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、12番 宮崎正吾君、1番 土屋光正君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの4日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高木武男君。

9番(高木武男君)

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

平成29年6月定例会の運営についてご報告します。

今期定例会の運営につきましては、去る5月30日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されま
す案件は、町長提案6件、請願2件であります。これらの案件を審議するために、
会期は本日から9日までの4日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は2人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、承認第1号から承認第4号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、議案第20号を上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第1号の報告を行います。続いて、請願2件を上程し、請願紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託して散会とします。

第2日目の7日及び第3日目の8日は休会としまして、この間、7日には午後

文教福祉常任委員会を議員控室にて開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日の9日は、時間を午後2時に繰り下げて本会議を開きまして、文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、組合議会等の報告及び行政執行上の報告、説明等を行う予定です。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（土屋 進君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から6月9日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月9日までの4日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

3月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願2件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成29年2月21日から5月20日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

1 ページ目、総務課、庶務関係でございますけれども、区長会総会を2月26日に開催をいたし、新役員が決定をいたしました。区長さん方には行政の様々な場面で活動をいただいております。

次に、職員の退職及び新規採用でございますが、3月31日付で一般行政職員11人が退職、3人が再任用を満了し、4月1日付で一般行政職等、14人を採用し、4人を再任用しております。職員の採用にあたりましては、引き続き適正な定数管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、2 ページ目、中段の臨時福祉給付金関係でございますが、今年度は4月20日から臨時福祉給付金、経済対策分の申請の受け付けをしております。5月20日現在の支給決定人数は、累計で1,002人、支給額合計は1,503万円となっております。

次に、総合計画関係でございますけれども、第6次東庄町総合計画を3月に発行いたしました。「躍動・連携・地域力 とうのしょう」、地域の宝を地域の力で次世代へをテーマに、活力あるまちづくりに向け、取り組んでまいる所存でございます。

次に、過疎対策関係でございますけれども、4月1日に過疎地域自立促進法に基づき、過疎地域に指定をされました。財政上の優遇措置を活用すべく、現在、市町村計画を策定中でございます。

次に、4 ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、各種町税の納税通知書を発行しております。課税額は軽自動車税が4,487万円、町県民税の特別徴収分が7億3,435万円、5 ページ目になりますけれども、固定資産税が6億7,453万円となっております。

次に、9 ページ目、中段でございますが、健康福祉課、衛生関係でございますけれども、各種検診、そして予防接種など、健康増進事業を記載のとおり実施しております。引き続き受診率、接種率の向上に努め、町民の皆様の健康増進を図ってまいります。

次に、10 ページ目、中段の子ども医療費・高校生等医療費対策事業として医療費の助成を行っております。件数と支給金額は記載のとおりでございます。

次に、11 ページ目、下段からの地域包括支援センター関係でございますが、介護予防事業として、記載のとおり各種教室を開催しております。今後とも介護予防

施策を積極的に進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、12ページ目、中段の建設関係でございますけれども、道路維持工事など、3件の建設工事及び1件の設計業務委託を契約しております。

また、公園関係でございますけれども、除草等の業務委託を4件、契約をしております。

次に、14ページ目、農林関係でございますが、旭市の養鶏場で鳥インフルエンザが発生したことに伴い、3月24日から4月18日までの間、町内2ヶ所に消毒ポイントが設置をされました。消毒ポイント対応のため、延べ105人の町職員が従事をいたしました。

次に、商工・観光でございますが、各種のイベントで積極的に観光物産のPRを行っております。また、5月上旬から中旬にかけて、雲井岬のつつじまつりを開催し、期間中、5,000人の来場者ございました。

最後に、16ページ目、東庄病院関係でございますが、1日あたりの平均患者数は入院患者数が52人、外来患者数が93人となっております。順調に経営をされているものと考えております。

以上で行政報告を終わりにさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。
議長（土屋 進君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、17ページ、1項目目の教育委員会関係でございますが、定例の委員会を4回、臨時会を1回、記載のとおり開催いたしました。臨時教育委員会は教職員の年度末人事についてでございます。

次に、2項目目の指定寄附でございますが、千葉銀行小見川支店より、東庄中学校に短焦点プロジェクター1台の寄附をいただきました。また、音色の会より、音楽文化振興に資するためということで、40万円の寄附をいただきました。プロジェクターについては中学校の学習に活用し、音色の会からの寄附については寄附の趣旨に合うように活用させていただきます。

次に、3項目目の学校教育関係では、4月の教職員の人事異動に伴いましての教職員の異動をお示ししております。新採者と転入者の人数と転出者と退職者の人数

は、共に21名で増減はございませんが、長期研修生の受講者の減員と特別支援学級等の学級減により、6名の減員となっております。小中学校の校医につきましては、お示ししましたように委嘱をし、健康診断等を行っていただいております。

下段に各幼稚園、小中学校の卒業式、18ページ上段に入学式の実施状況を掲載しております。昨年度、中学校におきまして136人の卒業生を送り出しております。

続いて、教育相談でございますが、3月8日と5月10日に開催いたしました。相談はありませんでしたが、事業としては今年度も続けてまいります。

続いて、主な契約関係ですが、小学校3、4年生が使用する社会科副読本、「わたしたちの東庄」の印刷製本業務を委託し、今年度、3年生に配布いたしました。また、小学校プール設備補修工事の委託をいたしました。今年度も教育施設の維持管理に努めてまいります。

次に、18ページ中段から、次のページ中段にかけての4項目目の生涯学習関係では、生涯学習事業、社会体育事業、公民館事業につきましては、記載のとおり公民館を主な会場として各種事業を実施しております。また、東庄町公民館及び分館樹木管理、体育施設維持管理業務を委託し、環境整備を行っております。

続いて、中段、5項目目の図書館関係では、記載のようなイベントを行い、子供たちを中心に本に触れる機会を作ると共に、子供の読書活動を推進するために実施いたしました。

最後に、6項目目の学校給食センター関係では、報告期間の総給食数は5万4,533食、一日平均1,069食となっております。今年度は4月7日から給食を開始し、現在の施設を使用して、出来るだけおいしい給食を子供たちに食してもらえるように努力しているところでございます。これからも衛生管理の徹底を図り、安定した給食の提供を継続してまいります。

以上で、教育委員会の行政報告を終わりにいたします。よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

おはようございます。山崎ひろみでございます。本日は、多くの執行部の皆様が新たになり初めての定例会であります。通告書に従いまして、二つの事項について一般質問を行わせていただきます。

最初の質問事項であります就学援助の現状と課題についてお聞きしたいと存じます。

新年度を迎え、早2ヶ月が過ぎました。子供たちも新しい環境に慣れ、元気に学校生活を送っていることと思います。昨今、子供の貧困や教育環境の格差が問題になっています。現在、義務教育の教科書は無償提供されておりますが、学用品、体育用品、部活動費、校外活動費等、子供の教育費には相当のお金がかかります。

特に所得が低い世帯に向けた義務教育の就学援助の制度があると認識しておりますが、我が町の現状についてお聞かせください。要保護及び準要保護児童制度の実態と支給内容等についてお聞きしたいと存じます。

ピカピカの新1年生は、ランドセルを背負うことを楽しみにしています。販売業者は祖父母にお祝いで買ってもらえるように夏のお盆時期に大きく宣伝して、アピールする商戦を繰り広げているようです。そのような状況にあるお子さんばかりではありませんが、少なくともほとんどの子供さんは入学式前の3月中には買い揃えています。現在、就学援助に該当の子供さんは支給時期が入学後になっていたため、入学式に間に合わない状況にありました。せっかく支給されるのであれば、必要な時期に手元に届けてあげたいものです。我が町の状況はどのようになっていますか。

平成29年3月31日付で文部科学省から都道府県の教育委員会宛てに要保護児童生徒援助費補助金について、一部改正の通知が届いていると伺っていますが、どのような内容なのか伺います。

更に、準要保護児童生徒等就学援助の対象になる基準及び扱いの体制はどのようになっているのか、町としては要綱等の作成はどのようになっているのかお聞かせください。

次に、高齢者の健康寿命を延ばす取り組みについてお聞きいたします。

世界で類を見ない超高齢化が進む日本ですが、健康で楽しく生きがいを持って生活出来ることが望まれます。そのため、健康寿命を延ばす取り組みが重要になって

まいります。町としても、様々な施策を行っていると思いますが、現在の取り組みの状況をお聞かせください。

この度の広報とうのしょう6月号に認知症についての記事が6面にわたり大きく掲載されておりました。私は先月、認知症カフェとして開催してくださっている「オレンジカフェたちばな」に参加させていただきました。今年1月から隔月で開催され3回目でありました。当日は認知症の方やその家族もいらっしゃいましたが、それよりもボランティアの方やいろいろ勉強したいと思って参加しているの方が多くおられました。これから少しずつ発展していければいいなと思います。

認知症は、本人はもとより、介護する家族が健康を害することも大きな問題となっております。これから益々増えるであろう認知症に対する施策は重要と考えます。

そこで、認知症カフェという枠にとらわれなくて、気軽に高齢者が集まれる場所作りも必要だと考えます。まず、人と会って、話すことが、認知症予防に重要なことと考えます。歩いて行けるところにある各区の集会所などを利用して、近隣の人たちが交流出来る場が必要かと考えます。最近では、どこの区の集会所も利用回数が大変少なくなっています。町民の方からお聞きすると、高齢者が気軽に利用するにも使用料のことがネックになっているようです。家に閉じこもる高齢者を減らすためにも、町としても補助金のようなことを検討するお考えはありませんか。

また、高齢者が共に作業をして、作物を作り、一緒にお茶を飲んだりして交流を図れる場所も出来ればと考えます。私が2年前に一般質問したときの町長の答弁の中で、シルバーファーム的な要素を持ったものが出来ないか、趣味でやっているのではなく、目的意識をきちんと持って、野菜を作ったり、販売したりする、そういう仕事も高齢者対策の一つになるのではとおっしゃられましたが、現在、そのような計画はありますか。

また、今年の10月から町の商店連盟が母体の「東商カード」が行政ポイント付与事業として新たに開始されます。健康診断、健康教室等への参加についてポイントがつき、通常の買い物などのポイントと合わせて利用ができ、商店会の活性化と町民の健康維持の両方のプラス面を考慮した事業かと考えますが、施策の内容と取り組みの状況をお聞かせください。

その他の健康寿命を延ばす取り組みの現状と新たな施策の内容等について、町の計画があればお聞きしたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。
議長（土屋 進君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、就学援助についてご説明させていただきます。

就学援助制度につきましては、学校教育法第19条の趣旨によりまして、義務教育を受けさせるための経費が経済的な理由で負担出来ず、就学困難と認められる場合に学齢児童生徒の保護者に対しまして、学用品など、必要な援助を行うものです。就学援助の対象者には、生活保護を受給している世帯の要保護児童生徒と生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮している世帯で、教育委員会が認定した準要保護児童生徒の2種類があります。

まず、要保護児童生徒における援助としましては、生活保護費を受給している世帯に対し、教育扶助費が加算されて支払われます。教育扶助分の加算金額としては、通常で、中学生で約15万6,000円、小学生で約10万3,000円となり、毎月の生活保護費として県より援助を受け、保護者に対して支払われます。

次に、準要保護児童生徒における援助としまして、町が学用品費、通学用品費、給食費等の金額を就学援助費として支援しています。

要保護、準要保護、いずれにおいても、新入学学用品の援助の項目があり、該当者には小学校入学で4万600円、中学校入学で4万7,400円が加算されて支払われます。

平成29年5月1日現在、東庄町では要保護世帯で小学生が1名、準要保護世帯では小学生で9名、中学生で8名です。また、修学旅行費は、生活保護法においては支給されないため、町が要保護、準要保護生徒児童に対し実費分を支援しています。申請は、保護者が学校を経由し、申請書を提出し、民生児童委員、学校長合同会議において協議を行った上で教育委員会へ申請して、認定されるものです。

現在のところ、要保護、準要保護についての町の要綱はないため、国の就学支援の補助金交付要綱を基準として行っています。準要保護の認定基準については、当該世帯全員の前年の収入額等の合計額が現在の生活保護基準での世帯の需要額に1.5を乗じて得た額を超えない場合に認定しています。

支給の時期ですが、前年の世帯の所得を判定基準としているため、前年の所得が

確定する確定申告後の3月中旬を申請の締め切りとしているところです。

また、平成28年度までは「就学困難と認められる児童、または生徒の保護者」となっていたため、小学校入学前の子供は対象外となっていました。そのため、4月の新年度入学後の申請となりまして、入学前に就学援助を支給することは困難な状況となっていました。平成29年度からは、この要綱に改定があり、就学予定者の保護者という文言が加わったため、小学校入学前の児童も対象となりました。

議員のおっしゃるとおり新入学前に必要な学用品の費用は、遅くとも3月までには必要とする家庭が多いと思われます。町としましても、平成30年度新入学児童生徒に対しまして、就学援助費の中の新入学の児童生徒学用品費につきまして、援助を必要とする時期となる入学前に速やかな支給が行われるように対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、質問事項の2番目、高齢者の健康寿命を延ばす取り組みについて、質問要旨、現在の取り組みの状況と新たな施策の展開についてのうち、健康寿命を延ばす現在の取り組みの状況、家に閉じこもる高齢者を減らすため地区の集会所等を使用した場合の補助金について、新たな施策の内容等についての町の計画について、お答えをいたします。

最初に、健康寿命を延ばす現在の取り組み状況についてですが、町では、高齢者の皆さんが自立した在宅生活を継続していけるよう、町内在住の65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施しております。その内容は、自宅でも実践出来る介護予防に効果がある運動や体操を行うげんき教室を毎月1回、保健福祉総合センターで実施し68名の方に、また、げんき教室より運動量の多いはつらつ教室を毎月2回程度、保健福祉総合センター及び町公民館で実施し、137名の方に参加をいただいております。

また、65歳以上の希望者で、要支援、または要介護状態になることを予防するための援助を行う必要があると基本チェックリストの実施により該当した28名の方に従来の介護予防通所介護の人員基準等を緩和したすこやかクラブ、これはミニ

デイサービスで定員30名となります。これを毎週水曜日、憩いの里で実施をしております。

その他、各地区の公民館、集会所等に町地域包括支援センターの職員がお伺いをし、介護予防のお手伝いをする出前講座を行っております。この出前講座は2名以上であれば職員がお伺いをいたします。

続いて、家に閉じこもる高齢者を減らすための地区の集会所等を使用した場合の補助金についてですが、現在、そのような補助金制度はありませんが、先程の出前講座等を有効に活用していただき、議員がおっしゃられるように、少しでも多くの高齢者の方の集まれる場所づくりを提供出来るよう、計画してまいります。

また、新たな施策の内容等についての町の計画についてですが、今年度、高齢者・児童・障害者などの分野ごとの縦割りではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって支え合う総合的な地域福祉に取り組む「地域福祉計画」を、地域に内在する様々な町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性・サービス目標量等を定める「第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画」を、国民の健康寿命の延伸に関する法制度との整合性を図りながら、生活習慣病の年齢層の拡大・要介護者の増加など、本町の課題対策に向け、健康づくりの基本となる「健康増進計画・食育推進計画」等を策定いたしますので、各計画の中で施策等を示していく予定でございます。

私からの答弁は以上になります。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、高齢者の健康寿命を延ばす取り組みについて、現在の取り組みの状況と新たな施策の展開のシルバーファーム的な要素を持った高齢者対策についてと行政ポイント付与事業の政策の内容と取り組みの状況につきましては、まちづくり課関連でありますので、お答えいたします。

初めに、シルバーファーム的な要素を持った事業の高齢者対策についてでございますが、シルバーファーム的な要素を持った事業として、野菜を作ったり、販売をしたりするような仕事も高齢者対策の一つになるのではないかとということでございますが、町としましては、遊休農地を活用して、市民農園、体験型農園等に整備し、

高齢者の方に貸し付けを行う、あるいは農業をやってみたいという高齢者の方々の組織を作り、共同作業により、野菜作りと共に健康作りにもつなげる事業としたいと考えております。ただ、こうした事業は一朝一夕とはなかなか行かないものと考えております。地域の方々、地主の方々と協議、検討を重ねて進めて行かなければならないものと思いますが、なかなか難しい事業ではないかと考えております。

現在、詳細な計画等はまだ策定しておりませんが、今年度から農地を貸しても良いという地域の方や、農地を借りて野菜作りをしてみたいなどの方に声をかけて協議を始め、協力や理解を得られるのであれば、小規模な市民農園的なところから始められないかと考えているところでございます。そして、年を重ねるごとに内容が充実し、規模が徐々に発展すれば、遊休農地の有効利用と高齢者の健康増進を兼ねた事業として進んで行くものと考えております。

次に、行政ポイント付与事業の政策の内容と取り組みの状況ということでございますが、広報とうのしょう5月号や東庄町商店連盟によります新聞折り込みのチラシにより、既にご存じだとは思いますが、住民サービスの向上と継続的な地域活性化、また健康増進に対する啓発活動の一環として、町では10月1日より行政ポイント付与事業を開始する予定でございます。行政ポイントを付与することにより、町民の皆様には行政の取り組みに対して興味を持っていただき、積極的に健康増進に関する事業等へご参加いただくことで、結果的に健康寿命を延ばすといった事業効果も期待しているところでございます。

現在の取り組みの状況でございますが、行政ポイントを付与する事業やイベントについて、関係課との協議を行っているところでございます。現時点では、婚姻届や出生届を出された方や健康診断、健康教室などへ参加した方に対して、ポイントを付与することが可能であると考えております。その他にも、ポイント付与が可能な事業、イベント等があるのではないかとということで、関係課において事業の洗い出しを行っているところでございます。

今後、10月からの事業開始に向けて、具体的な運用方法について協議を行い、9月には町民の皆様には事業内容についてお知らせ出来るようにして行きたいと考えております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

まず、就学援助の件ですけれども、私も今回、初めていろいろ調べて、要保護と準要保護の違いがよくわかりました。今まではちょっと勘違いして記憶していたところがありました。

要保護の方は生活保護世帯ということで、うちは町ですので、県からの生活保護費の中に含まれるということで、これは多分、クリア出来るかと思います。ただ、準要保護というのは、町独自の認定基準で決められるものかと思います。実際には、要保護と準要保護というのは1対10くらいの割合で準要保護の方が多いということが示されておりますけれども、準要保護に関しても、新入学の時には間に合うようにということで、出来るようになるのでしょうか。この間の説明、中学であれば小学校からの続きで大丈夫ということがありましたけれども、小学1年生の場合はちょっと未知数で全然わからないので厳しいというお話がありましたけれども、その点は出来るのかどうか、お聞きしたいと思います。

あと、高齢者の方の施策の件ですけれども、出前講座、先程も行政報告にありましたけれども、出前講座を何年か前から実施されておりますけれども、実際には、今の報告でも4回の開催でした。だから、本当に一部の、もしかすると多分同じような団体の方が連続してやっているということであって、そこに入り込めない地域がいっぱいあるのではないかと思います。実際、私もいろいろ聞いてみますと、継続的によく出来ているところは出来ているんですけども、出来ていないところはゼロですので、そういう人たちを拾っていくには、各区でやっぱり青年館の利用の内容もみんな違いますので、そういうところも考慮してもらって、補助金とさっき申しましたけれども、実際にあるところでも利用料が今度上がるとか言われて、じゃあ今まで毎月やっていたのを3ヶ月にいっぺんにしようかという、そういうお茶会をしている高齢者のグループの声も聞きました。そういうことがありましたもので、高齢者にとっては1,000円とかという金額は大きなものになるんだと思いますので、その辺もう少し何か出来ればなと思いました。元気教室とか、いきいき教室ですよね、それはある程度、対象者が決まっていて、参加するというのもあるので、町の施策としては良いんですけども、もっともっと身近な小さいところから進めていくには、人を育てるというリーダーがいないと集会所を借りて何かや

るといっても難しいのかもしれませんが。そこはちょっと行政で手を入れていただいて、出来ればなと思います。

それから、シルバーファームの件ですけれども、先程、遊休地を利用して農園を貸し付けるというお話がありましたけれども、そういう制度をやっているところはいろいろあります。よそからだったり、地元の人だったり。でも、なかなか自分で、畑の枠を私はよくわかりませんが、この区間を自分で借りて、自分でやるというよりは、みんなで同じ作業をして、みんなで収穫して、時にはお茶を飲みながら、そういうことの方が大事なんじゃないかと思います。作ることというよりは、みんなで集まって何かすることの方が重要なので、ちょっと形は検討していただけたらなと思います。

全国でも団塊世代の高齢者、特に男性なんですけれども、働けなくなって、最初のうちはいろいろ遊ぶこともあるかもしれませんが、そのうち家の中にもいられなくなり、だんだんお友達もいなくなり、認知症に進むというお声も聞きます。やっぱり外に出てみんなで話す、会うということが大事かと思いますので、農福連携の事業だったり、共生型のコミュニティ農園というのも全国でやっているところもありますので、そういうところを見習って、うちの町でもそういう場所が作れたらいいなと思います。その辺については、もしお考えがあれば教えてください。

行政ポイントは、今まだ進行中ということですので、これは期待しておきたいと思います。

以上で2回目を終わります。

議長（土屋 進君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、ただいまご質問がありました新入学児童生徒学用品費につきまして、先程山崎議員がおっしゃっていたとおり、中学校入学時につきましては、小学校で準要保護、要保護を受けていたという内容の中で、支給については問題ないと考えます。

また、小学校入学につきましては、その前年の所得を基準としまして実施するという形の中で、これにつきましては、通常、生活保護費につきましては、新しい年度の所得が確定してからということで、支給が遅れていたという現状がありますけ

れども、今回の要綱の変更によりまして、前年度所得、その時点での所得の判定を基準としまして支給するという形であれば、3月に実施出来ると考えています。以上です。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

2回目の質問でございます、山崎議員の高齢者関係のことで、出前講座の関係等でございますけれども、出前講座ではないですけれども、現在、社会福祉協議会で民生委員さんをお願いをしまして、いきいきサロンを各地区で開催しているところもあります。このようなことをもっと広めていながら、集会所、また、各地区の公民館等を利用出来ればと思います。よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

遊休農地を借りて自分でやるということではなくて、みんなでやるのが大切というお話でございますが、こちらにつきましても、コミュニティ農園等を参考にさせていただきまして、協力等をいただけるように声かけをして行きたいと思います。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

教育課の方は、来年度から間に合う、対応してくださるということで、やっていただきたいと思います。

シルバー農園なんですけれども、うちの町はNPO団体というのは、何年も前も調べましたけれども、3団体しかありません。なかなか何かをやるといっても、NPO団体でやっているところが多いんですけれども、うちの町はなかなかNPO団体が立ち上げられません。やはり立ち上げるには、アドバイスしてもらったり、応援してもらえないと、多分、出来ないんだと思います。だから、そういうNPOを育てるといってもこれから大事なことになるんじゃないかと思いますので、それを併せて一緒にやっていただけたらなと思います。

あともう一つ、高齢者対策ということで、シルバー人材センターも、今回、事務局長も代わりましたけれども、そこももう少し充実させていただいて、ただ単に働く仕事があるから、こっちからこっちに行くじゃなくて、そこに人が集まれるような状況を作っていていただけたらなと思います。特に男性、これから認知症、本当に問題です。私も身近にいるもので、女性は家の中でもいろいろやることあるし、ご近所に行ってもお話しする人もいるんですけども、男性はなかなか出来ないんです。プライドも残っているので、簡単に声かけも出来ないという状況です。何か仕事とか目的があれば出来ますので、やっぱり目的を与えてあげると活性化し、人間の脳は人のためとか社会のために活動すればするほど活性化されるというデータも出ています。健康寿命を延ばす取り組みということで、うちの町、医療費は少ないと町長がいつもおっしゃっていますけれども、健康寿命を延ばして、ますます高齢者が元気で働いて行ける町にさせていただけたらと思います。

最後は要望としまして、3回目の質問を終わります。ありがとうございました。
議長（土屋 進君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

8番、城之内です。通告に従って、順次、質問をしてみたいです。

初めに、平成29年度予算及び施策について伺います。

最初に平成29年度一般会計予算と施策について質問します。

一般会計予算は、53億3,000万円、前年度比4億1,000万円、8.5%増の予算編成となった中、歳入のそれぞれ約3分の1を占める町税と地方交付税についてと、大幅な増となった詳細について伺います。

歳入の27.3%を占める町税については、約14億2,690万円、前年度比2,901万円、2.1%の増、昨年に引き続き増収となっているところですが、増収要因について伺います。

併せて個人住民税における納税義務者数及び納税義務者の大半を占める給与所得者数と今後の推移について、併せて高齢化に伴い、生産年齢人口の減少等を考えた時、今後とも増収を見込められるのか、引き続き増収となっている中、将来見通しを含めて認識を伺います。

地方税財源の充実強化が求められるところですが、平成29年度地方税制改正では、償却資産にかかる固定資産税について、昨年講じた特例は、その期限の到来をもって終了することが明記され、ゴルフ場利用税については引き続き現行制度が堅持され、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによる市町村民税の減収額については全額国費で補填することとされた中ですが、市町村財政にとって重要な財源でもあります。町財政の影響と今後の見通しについて伺います。

地方交付税について伺います。

歳入の31.9%を占める地方交付税については、昨年度と同額の16億7,000万円を見込んだところですが、一般会計予算前年度比4億1,000万円の増、町税約2,900万円の増という中、普通交付税算定における基準財政需要額、基準財政収入額と留保財源及び標準財政規模を伺います。

地方交付税については、平成29年度の地方財政計画では、前年度比3,705億円減の16兆3,298億円、2.2%減少、交付税で賄いきれない財源を穴埋めする臨時財政対策債は2,572億円、6.8%増の4兆452億円となった中、地方交付税財源のうち平成23年度以降活用していた交付税特別会計の前年度繰越金が平成28年度に1兆2,644億円あったのが、平成29年度分では皆減となった中、地方交付税の減、臨時財政対策債の増となっており、国にとっても地方にとっても非常に厳しい状況を踏まえ、地方財政計画の規模を見直し、交付税の規模も圧縮を図るべきとの指摘もある中ですが、財政当局の認識を伺います。

併せて平成28年度から始まったトップランナー方式の導入による影響について伺います。

歳出の効率化の観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方公共団体の経費水準を基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式は、平成28年度に導入され、地方公共団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務、23業務について、検討対象とした中で、平成28年度にあっては16業務についてトップランナー方式を導入したという中で、平成29年度にあっては、青少年教育施設管理業務等、新たにトップランナー方式を導入することとしている中、トップランナー方式導入により、町においてはどの程度の影響があるのか、町における業務改革への取り組みの現状と併せて伺います。

一方、トップランナー方式の対象とした業務に要する経費の単位費用への計上に

あたっては、2年目の見直しや、段階的に反映することとするとか、小規模団体において基準財政需要額の減少額が小さくなるよう段階補正係数を設定しているという中、今後の見通しと取り組みについて伺います。

併せて、地方財政運営については、歳出効率化が求められているところですが、財政当局の認識を伺います。

次に、町債について伺います。

町債については、前年度比2億4,190万円、99%の増の4億8,620万円を計上、歳入の9.3%を占め、大幅な増となった中、学校教育施設整備事業債2億6,020万円、臨時財政対策債2億2,600万円、大幅増の要因は学校教育施設等整備事業債2億6,020万円、統合小学校校舎増築事業に2億4,959万円、学校給食センター建設準備事業に1億7,393万円の財源不足を補うための起債であり、世代間の負担の公平を図るという5条債の趣旨からして、学校教育施設等整備事業債2億6,020万円の起債に関しては地方債の意義からして理解しますが、一方、臨時財政対策債について伺います。2億2,600万円を計上しているところですが、臨時財政対策債は本来交付税として配分すべきものを交付税原資が足りないため、財源不足は国と地方が折半して補填することとし、赤字地方債として発行し、元利償還については全額交付税措置されるものですが、財源不足は交付税の法定率引き上げで対応すべきであり、交付税の法定率等の見直しが必要だとは思いますが、臨時財政対策債については累積残高が平成29年度末には約52兆円にも昇ります。増額の抑制が強く求められるところですが、臨財債は増加しています。2016年度まで3年続けて減ってきていたのが、2017年度には増加に転じています。財源不足のうち補填ルールは平成28年度で期限が切れることとなっていた中、31年度までの間は従前と同様に対処するとしている中ですが、地方にとっては実感を伴いにくいところですが、臨財債は本来交付税として配分すべきものであり、当初予算編成にあたり必要な財源には違いありませんが、臨財債は町においても着実に増加しています。財政当局の認識を伺います。

併せて、臨時財政対策債の発行額の総額は、地方財政計画の財源不足、折半ルールなどによって決まります。それを個別団体に割り当てる際には、基準財政需要額から臨財債分を振りかえるという考え方を取り、各団体にとっては、その振替額が臨時財政対策債発行可能額となり、それを上限として発行出来ますが、町における

臨時財政対策債発行可能額を伺います。

次に、歳出について伺います。

大幅な増となっている教育費と公債費について伺います。

教育費については、統合小学校校舎増築事業、学校給食センター建設に向けた準備事業で、3億5,500万円、70.1%の大幅な増額となっているところですが、統合小学校校舎増築事業については、教育施設維持補修工事費で約2億2,900万円、教育施設整備工事設計業務委託料で1,566万円を計上しているところですが、財源について、一般財源、起債、基金の取り崩し等、改めて伺います。

併せて30年度、31年度と、北・南校舎改修工事が計画されていますが、それぞれについても併せて方針を伺います。

併せて、学校給食センター建設に関しては、未算定部分もありますが、概算事業費約9億9,000万円という中、未算定部分についてどの程度を見込んでいるのか、学校給食センター建設にかかる財源を含めて考えを伺います。

一方、統合小学校校舎増築事業に関しては、予算決算常任委員会において修正案が発議され、本会議においても修正動議が提出されています。いずれも否決されていますが、修正動議については、無記名投票により賛成6、反対6、賛否同数、白票1という中、否決されていますが、予算は議会の議決という民主的統制を受けているところであり、それに沿って執行するのは当然として、改めて考慮する必要もあると思いますが、所見を伺います。

公債費については、4億5,085万円を計上、前年度比1,114万円、2.5%増となっているところですが、着実に減少してきた中、本年度は増加しています。建設地方債は減少していますが、臨時財政対策債は着実に増加しています。当該年度末現在高見込み額においても普通債約12億7,000万円、臨時財政対策債約20億6,700万円となっています。臨財債の元利償還金相当額については、後年度基準財政需要額に100%算入することとし、償還財源の当てがない赤字地方債とは異なるとはいえ、5条債ではない限りは赤字公債であることに変わりはありません。

臨財債の増額の抑制が強く求められ、高止まりした借金負担は地方自治体財政運営にとっても、将来世代にとっても重くのしかかり続けます。財政担当の認識を伺います。

一方、建設地方債は着実に減少しているとはいえ、当初予算において学校教育施設等整備事業債 2 億 6 , 0 2 0 万円の起債を見込んでいます。今後も統合小学校施設整備、学校給食センター整備等と、その他の公共施設の老朽化に伴う更新・改修等を考慮したとき、起債は避けられないところだと思えます。国にとっても、地方にとっても、厳しい財政状況は今後も続くと思われれます。町にとっても例外とは言えません。財政運営を効率的、計画的に進める必要があります。今後の見通しを併せて財政当局の見解を伺います。

平成 2 9 年度の施策の主たる統合小学校校舎増築と学校給食センターの教育施設の整備事業について伺います。

これらについては、予算が議決されている中、執行されていくと思いますが、増築工事の予定等、今後のスケジュールをお聞きします。併せて工事中の子供たちの安全・安心の確保、騒音等、児童の授業への影響について、対策を含めて伺います。

3 0 年度、3 1 年度と施設計画は続きます。校舎増築、改修等施設計画だけが先行している感は否めません。平成 3 2 年度に小学校統合が決まっている以上、幼稚園の統合、新たな学校給食の提供も一緒に当然だと思えますが、行政の見解を伺います。

一方、空き教室がないという中、放課後児童クラブの問題もあります。また、笹川小学校に統合という中、プールの問題があります。施設計画では触れられておりませんが、笹川小学校のプールは 6 0 年近く経過します。耐用年数 3 0 年という中、プールについて考えを伺います。

次に、国民健康保険特別会計予算について伺います。

国民健康保険特別会計予算は、医療費の減少、被保険者数の減少で、前年度比 7 , 0 0 9 万円、2 . 8 % 減の 2 3 億 9 , 4 8 8 万円の予算規模となった中、国保制度は 2 0 1 8 年度より市町村の管理から都道府県の管理運営にという約 5 0 年ぶりの大改革ですが、国保については加入者の多くは退職者などで、国保は構造的に火の車であり、医療費の水準、加入者の所得水準の違いなどで保険料に大きな差があり、多額の税金が使われている等が問題となっている中、2 0 1 6 年度に成立した医療制度改革法は、税金投入を拡大すること、毎年 3 , 4 0 0 億円を投入、2 点目が、広域化、医療費の請求に対する最終的な支払い責任は都道府県が負う仕組みになる、3 点目は、加入者の年齢構成や所得水準が同じで所得分布も同じであれば、どの市

町村も保険料が同じになるという標準的な保険料を都道府県が示す仕組みの導入を三つの柱としているところですが、国保は平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる中、都道府県は給付に必要な費用は全額を市町村に交付、将来的な保険料負担の平準化を図るため、市町村ごとの標準保険料率を提示、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進することとしています。市町村は資格管理、保険給付等、国保の加入資格となる住所を管理しているのは市町村であり、市区町村の関与は引き続きこれまでどおりという中、何点か伺います。

都道府県は運営方針を定め、財政運営の責任主体となるとしています。運営方針は示されているのか。一方、今の状況と何がどう違うのか伺います。

併せて、標準的な保険料率を都道府県が示す仕組みを導入という中、平成29年度には標準保険料率が県から示される所であり、標準保険料率の提示はされているのか、併せて標準保険料率を基本として町は新たな保険料率を定めることとなります。町の見解を伺います。

併せて、国保加入世帯数及び人数、加入者負担最高限度額、徴収率、一般会計からの繰出金、基準内、基準外を含めて伺います。

次に、東庄病院事業会計予算について伺います。

病院事業は、前年度比421万円、0.3%減の12億6,107万円の予算規模となった中、地域医療の核として自治体病院の果たす役割は大きいところですが、少子高齢化の進展により、社会保障費、国民医療費、老人医療費は増加し続け、高齢者の年金や医療保険が、若い世代の肩に重くのしかかってくることは間違いありません。持続性のある医療制度を構築するかが重要な社会的課題となっています。

医療のない地域は存続出来ない、一方、地方の自治体病院は、医療の高度・専門化に伴う医師・看護師不足により存続の危機に直面している現実があります。大規模急性期病院への医療人材の集中という病院の二極化は、地方の自治体病院において深刻な医師不足問題を生んでいるところです。認識を伺うと共に、東庄病院における現状と医師確保のための考えを伺います。

一方、地域の実情や、これからの高齢者の増加を考えれば、複数の診療科にまたがり、患者の生活習慣の指導を含め、その人の体全てを診ることの出来る総合診療医を増やすことが必要であり、少ない医師で診療を行わなければならない地方の自治体病院こそ重要になると思います。高齢者から子供まで、様々な患者を診ること

の出来る地域の病院の方が優れている面もあります。併せて所見を伺います。

平成27年3月に新公立病院改革ガイドラインが公表され、新ガイドラインは平成29年度に公表された前ガイドラインの三つの視点に加え、地域医療構想を踏まえた役割の明確化を行うことを求めているところですが、影響について1点だけお聞きします。

自治体病院の運営費にかかる地方交付税措置に関して、算定基準を従来の許可病床数から稼働病床数に見直すという中、措置額について伺います。

新ガイドラインは、依然として病院財務の色彩が強い中、東庄病院においては約540万円の黒字収支を見込んでいるところでもありますが、住民に適切に医療を提供し続けるためには、病院の医療機能やマネジメント力を向上させる取り組みが重要であると考えます。併せて所見を伺います。

次に、公共施設等総合管理計画について質問します。

最初に、公共施設等総合管理計画策定の背景と目的について伺います。

総務省は、平成26年4月、他区地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定を要請すると共に、作成にあたっての指針を示し、自治体は30年先の総人口や年代別人口を考えた上で、最短10年以上の計画策定を求められたところであり、公共施設等総合管理計画は平成28年度末までにほぼ全ての地方公共団体において策定が完了する予定になっており、今後は各地方公共団体において、個別施設計画に基づいて、具体的な取り組みが本格化していくこととなります。

公共施設等総合管理計画策定の背景には、社会インフラの老朽化の問題、我が国の社会インフラは昭和30年頃から、道路、港湾など、産業インフラの整備、昭和50年頃からは下水道など生活関連インフラの整備が進められ、高度成長以降、全国の自治体で道路、橋梁などのインフラや各種公共施設の整備が進みました。社会インフラの管理主体は、国、地方自治体、民間企業など様々ですが、地方自治体が管理主体となっている施設は数多くあります。これらの公共施設は経年劣化により老朽化対策が迫られてきます。鉄骨鉄筋、または鉄筋コンクリート造の建築物は50年、同構造の橋は60年が法定耐用年数とされています。高度経済成長期に建設された多くの公共施設等が老朽化し、更新時期を迎え、老朽化対策は大きな社会問題となり、厳しい財政状況の中、近い将来、老朽化問題は地方財政を揺るがしかねないとの懸念があります。

そのような背景の中、公共施設等総合管理計画の策定が求められたところと理解しますが、行政の認識も併せて、公共施設等総合管理計画は単に老朽化対策を推進するのみならず、将来のまちづくりの在り方等も含めた視点が求められており、様々な意義を持つものであり、併せて認識を伺います。

次に、公共施設等の現状と課題について伺います。

地方公共団体所有の公共施設等については、全体に老朽化が進んでいる中、厳しい財政状況を背景に、公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用を考慮すると、地方の歳出は高齢化による社会保障関連費が増加する一方、投資的経費である普通建設事業費が減少している状況の中で、所有している全ての公共施設等の維持補修・更新財源を確保していくことは困難となる可能性があります。認識を伺い、町における公共施設等の現状について伺います。

公共施設の更新については、2034年頃をピークに更新等の時期を迎えるという中、町内においては公共施設が46施設あり、延べ床面積の約6割は学校が占めており、公民館、国保東庄病院、東庄町役場などが大きな施設となっている中、これらの施設は2033年から2036年頃、更新や大規模改修の時期を迎えるという中で、平準化する必要はあります。学校施設については、小学校統合計画も示されているところですが、中学校を含めて未だ将来的な構想が不明瞭です。町における公共施設の現状認識と更新、大規模改修、廃止を含めた基本的な方針を伺います。

一方、東庄町公民館は館内に図書館も設置されており、大規模改修も行われているところですが、更新について考えを伺います。公民館分館については、廃止も検討する必要があります。併せて見解を伺います。

公共施設等総合管理計画では、公共施設とインフラを現在と同水準で今後40年間、維持していくためには、更新時に約321億円不足する、公共施設に限定した場合には約11億円不足すると想定されている中、厳しい財政状況や人口減少や少子高齢化に伴い、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。人口動態が与える影響を分析する必要はあります。このような状況を考えると、自治体にとって今後、現在のストックを維持し続けることは困難と思われれます。我が町は、抱えているインフラ公共施設の量が他市町村と比較して少ない自治体とは思いますが、行政の認識を伺います。併せて、施設の再編、統廃合を検討していくことが必要だと思いますが、将来のリスクを考え、ストック削減の道筋を明確に示す必要もあり

ます。痛みを伴う判断も求められます。行政の見解を伺います。

財源不足の懸念がある中、公共施設等総合管理計画では、将来のインフラの在り方を描いた上で、維持管理費の削減目標とそれを実現するためのマネジメントの方針を示すことが求められています。今後、自治体においてはインフラマネジメントに関する様々な計画を策定していくことになると思います。公共施設とインフラの更新時に約320億円、公共施設に限定した場合、約11億円の財源不足が想定されるという中、普通会計の歳出のうち投資的経費は全体の1割超という現状下、更新費用の平準化を図ると共に、財源の確保が重要になります。財源の確保について財政当局の基本的な考えを伺います。併せて、起債についての基本的な姿勢と財政規模に対する将来維持更新費の比率について、公共施設マネジメントの観点から伺います。財政状況は比較的良い中ですが、将来的な見通しを含めてお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、私の方から質問事項1、平成29年度予算及び施策についての要旨1、平成29年度一般会計予算と施策についてお答えをいたします。

まず1点目、町税予算が増となった要因と今後の見通しについてでございます。

町税のうち個人住民税については、経済指標等、各種資料により、営業所得、農業所得の増加を見込んでおります。法人町民税については、企業状況の好況により、若干の増、固定資産税については太陽光用地や新築家屋の増分を見込んでおるところでございます。これらの結果、町税全体では対前年度比2.1%の増となりました。

個人住民税の納税義務者数ですが、6,863人を見込んでおります。このうち給与所得者は5,255人を見込んでおり、対前年度比99.6%とほぼ横ばいとなっております。今後の町税の推移でございますが、経済情勢等によるところも大きいのですが、高齢化による生産年齢人口の減少は税の減収につながるものと考えられます。今後は減収を見込んでの財政運営になると思われれます。

次に2点目、交付税算定における基準財政需要額等でございます。平成29年度予算編成時は、基準財政需要額29億7,076万6,000円、基準財政収入額

13億9,071万7,000円、収入額の留保財源は4億3,451万円、交付基準額15億8,004万9,000円、標準財政規模35億7,359万4,000円となっております。

次に3点目、交付税算定におけるトップランナー方式の導入についてでございますが、平成28年度から複数年、概ね3年から5年程度にかけて段階的に反映される予定となっております。当町への影響でございますが、5年後には基準財政需要額算入額が1,838万2,000円、減少するものと思われま。

当町でも行政改革に努めて、交付税算定と財政運営に乖離のないよう、対応が必要と考えております。

次に4点目、臨時財政対策債の発行可能額でございますが、平成29年度予算編成時における臨時財政対策債発行可能額は2億2,600万円となっております。

なお、借入額についてですが、平成22年度以降は、発行可能額以内の借り入れを続けており、平成28年度までの7年間の借り入れ抑制額は約9億300万円となっております。

併せて平成24年度以降は償還期間を20年から10年に短縮して利子の抑制も図っております。

今後も財政需要を考慮し、借り入れによる収入と積立などの歳出のバランスを考慮しながら財政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に5点目、小学校校舎増築事業の財源でございますが、起債とその他の残額については基金の取り崩しを予定しているところでございます。基金の取り崩しは6,400万円となっており、起債額につきましては1億9,180万円を予定しているところでございます。

また、6点目の今後の学校給食センター建設事業でございますが、財源につきましては、学校教育事業債の活用と基金の取り崩しを予定しております。なお、小学校校舎増築事業と学校給食センター建設事業の起債につきましては、過疎地域自立促進計画を策定後、過疎債を適用出来る場合、その他の起債との兼ね合いを考慮しながら、過疎債の発行を検討することとなります。

要旨の1番目について、私からの答弁は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（土屋 進君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、小学校の統合と学校給食センター建設等にかかる教育施設の整備事業の現時点での経過についてご説明させていただきます。

まず、統合小学校に関してですが、現在、小学校の校舎建設工事設計業務について指名競争入札を行っています。設計業者が決まり次第、今後の日程について詰めた協議を行っていきたいと思います。

総合的な今後のスケジュールについては、まず、建設予定地の笹川小学校西側の現在の体育倉庫2棟の解体と新しい体育倉庫の建設について早急に進めてまいります。

現在、入札を行っている校舎建設工事設計業務の工期につきましては、10月31日を工期としておりますので、本体の工事の着工につきましては、11月頃を目途に発注出来ればと考えています。

いずれの工事にしても、小学校の敷地内での工事となるため、子供たちの安全面については建築業者が決定した後、夏休み等の学校の休みの時期等を考慮しながら、小学校側と十分な調整を図って行きたいと考えています。

給食センターの建設に関して、今年度につきましては、今後、取り壊し予定の技術棟の代わりとなる施設を現在、多目的室に移転するための改修工事と駐輪場、駐車場等、用地を確保するための畑の用地買収について、手続きを進めているところです。

今後は、建設検討委員会を早急に立ち上げまして、新給食センター建設にかかる実施計画を策定し、それをもとに実施設計業務を行っていく予定です。

また、小学校の統合に併せ、現在、2園ある幼稚園の在り方も今後十分な協議を行いながら統合小学校、新給食センターの開始と併せ、平成32年度に一齐にスタート出来るように準備を進めてまいりたいと思います。

最後に、笹川小学校プールの問題ですが、当該プールは、東庄町の小学校の中でも一番古く、改修等の考えは現在のところ、考えておりません。今後は統合に合わせて、スクールバスを活用し、廃校となる施設の利用等により対応して行きたいと考えております。

教育課からは以上です。

議長（土屋 進君）

町民課長、高木浩一君。

町民課長（高木浩一君）

それでは、国民健康保険特別会計予算についての質問について、お答えをいたします。

基本的には城之内議員のおっしゃるとおりでありまして、平成30年4月、来年の4月より市町村の仕事の内容は変わりませんが、県内を一つにまとめて、千葉県が財政運営だけをする制度に変わります。各都道府県が財政運営の責任主体となります。

まず、ご質問の1点目でございますが、千葉県の運営方針についてですが、千葉県国民健康保険運営協議会において、千葉県国民健康保険運営方針の骨子素案が作成されまして、協議されているところでございます。

今後、素案について、パブリックコメントが実施され、平成30年2月頃に決定される予定でございます。

次に、2点目の今の体制と何が違うかについてでございますが、今までは各市町村が個別に運営をしていたものを都道府県が財政運営をするという点であります。

つまり都道府県が保険者となることで、経営母体を大きくしまして、制度の安定化を図ることでございます。

また、市町村は資格管理、保険給付、保険税率の決定、徴収、保険事業などを今までと同様に行います。

次に、3点目の都道府県が示す各市町村の標準保険料率であります。今年の8月以降に試算を実施いたしまして、11月頃に試算結果が示され、市町村が来年2月には率を確定するスケジュールとなっております。

町といたしましては、千葉県より示された標準保険料率を参考に、従前の保険料率と比較検討いたしまして、住民負担の大きな変動がないよう、保険料率を決めて行きたいと考えているところでございます。

各市町村は、今までどおりそれぞれの市町村ごとに保険料率を決定していくこととなります。

次に、平成29年度事業についてでございますが、平成29年4月末時点の東庄町の全世帯数5,113世帯のうち、国保加入世帯数は2,580世帯でありまし

て、町の人口1万4,360人のうち国保被保険者数は4,662人、加入率は32.5%でございます。また、国保加入者の負担最高限度額は89万円でございます。その内訳につきましては、医療給付費分54万円、後期高齢者医療支援金分19万円、介護納付金分16万円であります。平成29年度の予定している保険税徴収率につきましては、現年課税分は92.8%、滞納繰越分は18%を見込んでおります。税の公平負担の概念から、悪質滞納者への滞納処分を強化して、徴収率のアップに努めて行きたいと考えております。

最後に、一般会計からの繰出金でございますが、法定内の繰出金となっております。

以上で答弁を終わらせていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（土屋 進君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

引き続き、病院の関係ですので、お答えをいたします。

東庄病院事業会計予算についての質問の1点目、地方の自治体病院は医療の高度・専門化に伴う医師、看護師不足により存続の危機に直面している現状があります。大規模急性期病院への医療人材の集中という病院の二極化は、地方自治体病院において深刻な医師不足問題を生んでいるところの認識及び東庄病院における現状と医師確保のための考えについてお答えをいたします。

医師不足問題の背景としましては、城之内議員のおっしゃるとおりでございます。医療は世界レベルで日々進歩しており、現在では複数の専門家の医師が一人の患者を診る状況となっております。そして急性期、症状が急激に現れる時期を指向する医師は高度・専門化に対応し、医師数の多い病院に集まる構造となっております。

この現象により、医療の高度・専門化に対応し、医師、看護師が集まる病院は収益が上がり、医療技能の向上のための再投資がしやすく、逆に、医師・看護師の集まらない病院は収益が上がらず、再投資出来ない、成長する病院と衰退する病院に二極化しており、これが地方自治体病院に深刻な医師不足問題を生んでおります。

今後、人口減少、高齢化が進む中で、当医院はこれまでも地域におけるかかりつけ医として役割を担ってきました。この役割を継続し、町民にとって一番身近な医

療機関として地域に密着した、安全で良質な医療を安定的に継続して提供出来る医師確保が必要であると認識をしております。

東庄病院における現状と医師確保のための考え方としては、東庄病院の現状として診療状況は常勤医師4名で、うち2名については自治医科大学卒業医師で県からの派遣を受けております。診療科目は内科診療と非常勤医師による週1日の整形外科、循環器内科の外来診療と救急告示病院として24時間体制での救急患者の受け入れを行っております。

地域医療としては、診療所機能も果たし、総合診療的な病院医療を実施しています。また、予防医療の充実を目指し、週2日の訪問診療と人間ドックを積極的に推進しております。入院病棟は一般病棟が32床で、内科系の患者と回復期の患者を中心に受け入れをしており、介護保険法の施行に伴い、平成12年に増築した療養病棟は48床、医療療養5床、介護療養43床で、医療の必要性の高い介護入所を受け入れております。

医師確保の取り組みとしては、自治医科大学卒業医師の派遣申請による医師の確保、現在2名の派遣をいただいております。また、東庄病院・全国自治体病院協議会、千葉県国民健康保険直営診療施設協議会ホームページでの医師の募集活動、また地域医療後期研修プログラムによる後期研修医の確保。また、千葉県知事へ地域医療の医師確保についての要望活動。また、医師あっせん業者への登録による募集をし、医師確保の取り組みをしております。

続きまして、質問の2点目、高齢者から子供まで、様々な患者を診ることの出来る地域の病院の方が優れている面もあります。併せて所見を伺いますとの質問につきましては、総合診療医としてお答えをさせていただきます。

人口が高齢化する中で、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の患者が増大し、症状も複数の臓器にまたがるものが増えており、これらの患者については特定の臓器だけを専門的に診るよりも、患者の生活習慣の指導を含め、その人の体全てを診ることの出来る総合診療医が診療を行うことが効果的とされております。当病院は、地域医療として診療所機能も果たしております。また、院長は高齢者から子供まで、様々な患者を診ることの出来る総合診療医を目指しており、当院の医師も既に総合診療的な病院医療を実施しておりますが、今後、当町でも医療や介護を必要とする高齢者が増大することが想定されることから、総合診療医が必要と考えております。

続きまして、最後の質問の自治体病院の運営費にかかる地方交付税措置に関して、算定基礎を従来の許可病床数から稼働病床数に見直されましたが、この場合の措置額及び住民に適切に医療を提供し続けるための病院の医療機能やマネジメント力について、お答えをいたします。

まず、措置額についてですが、東庄病院の病床数は許可病床と稼働病床が同数、80床のため、普通交付税措置額についての変更はございません。普通交付税の算定にかかる病床数は、東庄病院と小見川総合病院の数を合わせたものを基礎数値としており、東庄病院の病床数は80床ですので、平成27年度では5,638万2,000円、28年度では6,020万6,000円の普通交付税措置がなされています。

続きまして、医療機能やマネジメントという点では、地域医療構想を踏まえた病院の果たすべき役割の明確化が重要と考えております。当院の果たす役割としては、内科診療を中心とした初期診療を担い、手術や高度医療を必要とされる場合には、旭中央病院を初め、近隣の病院等を紹介し、また逆に急性期を過ぎた回復期の患者を受け入れ、リハビリ等を提供して、在宅へ復帰させることと認識をしております。これらの医療機能の充実、体制の整備が重要と考えております。また、本年度予算においても、医療機能を向上させるため、医療機器等の購入を予定しておりますが、購入にあたっては拠点病院である旭中央病院と連携を取れるように緊急性の高いもの、必要性を十分考慮し、計画的に更新、修繕を実施して行くことにより、医療機能の充実を図って行きたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、答弁を終わります。

議長（土屋 進君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

続きまして、質問事項の2番目であります公共施設等総合管理計画についての要旨1、公共施設等総合管理計画策定の背景と目的についてお答えいたします。

昭和50年代頃の人口増加と高度経済成長、生活環境の変化に伴い、東庄町でも多数の公共施設及び道路等のインフラを保有することとなりました。これらの公共施設等は定期的に点検と維持修繕をしながら活用してきたところでございます。

近年、耐震問題や公共施設の老朽化の進行は大きな社会問題となっております。

今後、公共施設等は経年劣化により順次更新時期を迎え、その費用は大きな財政負担となることが予想されます。更に人口減少、少子高齢化による税収の減や社会保障費の増加により、将来厳しい財政運営が見込まれることから、公共施設等を現在の水準で維持して行くことは困難な状況となってまいります。このような状況を踏まえ、公共施設等の現状と課題を把握することにより、長期的な視点から公共施設等を総合的に管理する必要があり、東庄町公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。公共施設等の総合的な管理は、議員が言われるように、まちづくりの重要な要素の一つと認識をしております。

続いて、質問要旨の2番目、公共施設等の現状と課題についてお答えをいたします。

現在、町には46施設、127棟の公共施設と道路・橋梁・上水道等のインフラがございます。こうしたインフラの整備更新には多額の費用がかかるため、安全性を最優先に、きめ細やかな点検、修繕により長寿命化を図る必要があります。

公共施設については延べ床面積5万5,583平方メートルで、このうち学校施設が約6割を占めております。

公共施設の更新のピークは平成45年から48年頃で、役場本庁舎、東庄中学校の普通教室と屋内運動場など、大きい施設が集中して更新や大規模改修時期を迎えると想定しております。この時期に多くの財源が必要となることから、更新等の費用の平準化を図ることが重要と考えております。このため、施設の維持管理について、施設の長寿命化を図ることを念頭に点検等で発見した不具合は可能な限り早期に修繕を行い、施設の劣化を最低限にとどめてまいります。

大規模改修においては、町内の施設全体で必要性を十分検討した上で実施し、また施設の更新においては他の施設の機能、住民ニーズを十分把握した上で、必要性や施設規模を検討すると共に、財政の持続性を踏まえ、建て替えを行わないなどの選択も必要と考えます。

次に、東庄町公民館及び公民館分館についてのご質問がございました。東庄町公民館は、平成22年度に大規模改修を行っております。このため、当面は現在の点検を維持し、不具合の早期発見及び修繕を行うことで長寿命化を図ります。公民館分館につきましては、地域の小学校と近接しており、小学校廃校後の利活用と機能が重複する場合は、小学校跡地に機能を委ね、建て替えを行わない、または廃止を

含めた検討が必要になるものと考えております。

最後に、公共施設等の更新等に要する財源の確保についてのご質問でございますが、財源については国・県の補助があるものについては最大限、これを活用する他、一般財源、そして起債により対応することとなります。起債については、基本的には将来負担を考慮し、必要最小限としてまいりたいと考えております。

なお、継続的に事務事業を見直し、経費の節減に努めると共に、積極的に基金を積み立て、財源を確保していくという姿勢も重要と考えております。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

ここで一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は午後 1 時とします。

（午前 11 時 47 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

議長（土屋 進君）

それでは、会議に先立ち報告します。12番、宮崎正吾君から所用のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長より申し上げます。会議録署名議員の追加をいたします。13番、鎌形寿一君を追加指名します。

では、一般質問を続けます。

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

それでは、午前中に続いて質問します。

町税に関しては、今後も増収見込みが、生産年齢人口を考えるとかなり難しいと思いますので、その中で地方交付税が重要になってくると思いますが、そのトップランナー方式に関しては、やはり自治体の業務改革とか歳出効率化を求めるものだと思います。

それに取り組まなければ、その分財源が少なくなるわけですから、やはり町としても業務改革には取り組まなければいけないと思います。

地方交付税に関しては、国においても縮減傾向にあります。トップランナー方式の導入に対しても、そのための方策だとも言えなくはありません。それはそれとし

て、やはり業務改革に行政として取り組む必要はあると思います。

町債については、やはり建設債、これは学校統合とか考えた時に仕方がないとは思いますが、臨財債は確かに確実に増えております。現在でも、もう20億以上いっているわけですから、これは平成13年から導入されたと思うんですけども、その期間だけでも10億いっているわけですから、地方債に関しては、かなり大幅に減っておりますけれども、その辺は臨財債に関しては、やはり国においても抑制が図られているところではありますし、その辺は町としても考えてもらいたいと思います。

交付税に関しても、現在の水準が縮減傾向にありますから、その辺もしっかりやってもらいたいと思います。確かに建設債は減っています。健全化判断比率が始まった19年から見ても、その当時、五十何億あったわけですから、今、十何億、かなり減っていますけれども、臨財債だけは確実に越えております。その中で、やはり臨財債に関しては、借りても借りなくても、その分、元利償還金は後年度の交付税負担されているということで、これは借りなければ、借りなくて済めば借りないのいいところです。やはりその中でここ数年の財政運営を見て行くと、臨財債が今、限度額いっぱい借りないにしろ、それを起債して財調に1億円積んでいる部分があると。ただ、これに関しては、元利償還金は今年度負担されるということであれば、財調に積んであるのと同じであって、確かにこの財調に積むということは、健全化判断比率でいっても、計算式からいうと、これが考慮されますから、判断比率は、その部分でかなり改善されている部分もあると思います。共済が入っているだけじゃなくて、その分で計算式では、それと判断化比率の計算一式上、基準財政需要額に算入される部分は分母分子から控除されるわけですから、その部分で判断比率が改善される、あれだけ改善されるという意味もあると思います。

将来的に考えた時に、小学校の増築施設、学校給食センター、それと公共施設と、更新、改修、やはりこれはある程度の地方債はやむを得ないと思いますから、そうすると、それだけで兼ねてまた大幅に悪化するという危険性もあります。

その中で、確かに財調というのは積み増していますけれども、この小学校の問題とか、給食センター、公共施設等を考えた時に、財調にするんじゃなくて、公共施設整備基金、これは公民館大規模改修で、それから積み増していませんけれども、その当時の議会の質問の中で、公民館大規模改修によって、町の改修金を、これは

全て完了したから積み増さないような答弁がありましたけれども、やはり小学校、給食センター、これからの公共施設、考えた時にやはり公共施設整備基金の積み増しも必要ではないかと思います。

この辺、財政当局としての見解を伺いたいと思います。

財調と公共施設整備基金、やはり基金の目的がありますから、財調は財政調整という部分で使えるかもしれないですけども、本来の目的というのも考えて、その辺も、基金に関しても考えて行ってほしいと思います。これは要望しておきます。

それと小学校増築工事に関しては、これは設置条例の予算を通ったということで、やはりこれから執行されて行くと思いますけれども、ただ、その中で修正案も出されていますし、統合計画自体にもかなり問題があると思います。それと、それはそれとして決定したことですから、執行されていくのは当然だと思いますが、この中で30年度、31年度と続きます。その中で工事が入るわけですから、やはり笹川小学校の子供たちの安全安心、それと授業の影響、その辺は十分に考慮して、対策等を考えていただきたいと思います。

それと統合計画の中には示されていないんですけども、1回目の質問でしたとおり、やはり空き教室がないということで、空き教室が当時の説明では、だんだん1教室ずつあるということだったんですけども、空き教室が10年間ないような話もありましたし、やはりそうなるとう放課後児童クラブの運営の問題は当然出てきます。これに関しては前回の質問の中で、今年度中に方針を示すというあれがありましたので、あえて答弁を求めませんが、ただ、プールに関しては、やはり統合時、60年近くなります。耐用年数が30年と考えたと、それと今の笹川小学校のプールの状態を考えると、かなり無理というか、そこで使っていくのは無理だと思います。石出小学校とか神代小学校にしようという部分があったと思いますけれども、ただ、統合すると100人以上の生徒、それが6年まで、それとそのプールの小学校の授業時数を考えた時に、スクールバスがあるからそれで輸送といったその部分はあると思いますけれども、1時間のものを2時間にしても、正味で考えると1時間ぐらいしか使えないし、水着に取りかえるとか、その部分もあるし、これは、かなり無理というか、厳しいんじゃないですかね。これだけのものを輸送というか、そこまで連れていくというか、その分はやはり、その授業を考えた時に、やはり自分としてはかなり無理だと思います。その辺はただプールを新しくするにしろ、か

なりの費用がかかりますし、ただその計画として、そこまで出してやるべきじゃないですか。その統合計画自体が、ただ笹川小学校32年のRPだけ、施設計画は出ていますけれども、それとその施設計画にしても、増築改築は3月議会でも議決されました。ただ、30年度、31年度、北校舎、南校舎のトイレ改造と空調があります。これはこれでまた予算が出てくるでしょうけれども、それはそれとしても、この統合計画の中で、施設計画が出された中で、北・南校舎の統合に伴う改修工事、1億円、1億円、それぞれ計上されていました。その中で、後にその部分はカットされていますけれども、ただ統合した場合に、教室の配置とかあるわけですよね。その中で、その北・南校舎の改修がなされなくて、統合するのに問題ないんでしょうか。ある程度の改修は必要だと思います。経費を削減するために1億円、そこはズバツと削ったということはありませんけれども、統合に伴って配置替えがあるわけですから、既存の施設の改修はトイレとか空調よりも必要だと思うんですけれども、その辺に関して伺います。

それとあと、国保に関してはまだ県から標準保険料率が示されていないことということですので、これからの、それを基本として町の基本保険料率を定めると思いますが、その辺はやはり住民というか、加入者にとっては、結局、保険料が上がるか下がるかという部分が一番重要だと思うんです。その保険料に関しては、やはりこれから定めるということで、あえて答弁は求めませんが、やはりこれは上がるか下がるか、その部分だと思います。一般会計からの基準外の繰り出しがあればまた話が違ってきますけれども、財政状況を考えた時に、それは無理でしょうけれども、その中で重要なのは徴収率の向上だと思います。徴収率が悪ければ、その分、負担が増えていくわけですから、その辺の増収努力もよろしくお願ひしたいと思います。

これは将来的な部分、まだ示されていないということ、あえて答弁は求めません。

それとあと病院に関しては、よく現在の診療体制については、総合診療医ということで、それはそれで十分に機能していると思います。ただ、実際、被害に関しては、経営の安定はやはりこれは必須ですから、その辺の努力もお願いしたいと思います。今年度歳入に関しても、540万円、黒字収支を見込んでいるところですが、その収支に関してもやはりちょっと減少傾向にあるという部分もあります。黒字が続いているとはいえ、累積欠損金も10億近くあるわけであって、欠損金がある限

りは遊休の処分は出来ないわけですから、これもかなり厳しいですけれども、ただ経営だけではないですけれども、この辺はやはり経営の安定は第一ですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと一番の問題は、医師の確保だと思ひます。この医師の確保に関しては、かなり厳しい面があると思ひますけれども、先の議会においても、奨学金の問題というか、条例案が出されましたけれども、これについてもやはり内容がちょっと精査をされていない、お粗末と言えやお粗末と言えと思ひます。ただ、この医師の確保に関しては、これは病院だけではなくて、行政も本気で、しっかり取り組むべきだと思ひます。病院に任せるだけじゃなくて。ああいう条例案ではなくて、条例案を出せば、条例を出せば補助金を出せば集まるという問題ではないと思ひます。

これは行政としてしっかり医師の確保に関しては取り組んでもらいたいと思ひます。

それが一番の病院の継続、存続のためには必要だと思ひますので、これも答弁は求めませんから、よろしくお願ひしておきます。

それとあと、公共施設総合管理計画については、これから具体的な計画が策定されたばかりで計画が進められて行くと思ひますが、それは次の機会に、個々の施策については伺っていきますが、これは今の町の財政状況を考えた時に、やはりかなり厳しい面があると思ひます。建設的な投資部分に1%ちょっとしか使っていないわけですから、将来的な部分を考えると、これは一番大事なのは平準化する必要があると思ひます。集中しているわけですから、その辺を含めて、将来的な財政見通しも含めて、税収も増収は今後見込めない、それと地方交付税も縮減傾向にある中で、計画的に進めて行ってもらいたいと思ひます。その辺を含めて伺います。

議長（土屋 進君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、ただいまの質問の中の笹川小学校統合後の校舎の大規模改修ということでお答えさせていただきたいと思ひます。

現在、大規模改修については、全面的な改修というのは考えてございません。ただ、平成29年、今年度に新校舎を、普通教室を3棟、増築という形の中で、当然、統合に向けて現在の小学校の中の校舎の教室、その改修は考えて行かないといけ

ないと思います。そういった中で、先に29年度に増築工事が完成するという事の中で、それを踏まえて各学校の校舎の中の教室を検討しまして、徐々に改修を進めて行きたいと思います。

29年度、完成した校舎を使いながら、30年、31年で統合に向けての改修を考えて行きたいと考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

公共施設整備基金への積立の関係でご答弁を申し上げます。

おっしゃるとおり、今後、公共施設の更新等に多大な経費がかかるということ、そして最初の答弁で申し上げましたが、出来る限り積極的に基金に積み立てることが重要であるという認識でおりますので、公共施設整備基金の積立を検討して実施してまいりたいと、このように考えております。

議長（土屋 進君）

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

整備基金に関しては、よろしくお願ひしたいと思います。

公共施設に関しては、ずっと続くわけですが、その中で東庄町は財政局もかなり増えている。その中で、税収も減っていく、交付税も減っていく。やはり財政力が低いということは、町の一般財源というか、財源である標準財政規模は、やはり基準財政需要額と留保財源、その財政力からいうと、普通交付税の算定式からいうと、標準財政規模は基準財政額と留保財源。財政力からいうと、その留保財源は、答弁がありましたように4億ちょっとしかないわけですから、やはりこれは税収の25%分は留保財源ということで、30億円もあれば7億くらいあるわけですから、やはり留保財源が少ないということで、財政運営上、どう使っていくか、財源の確保が一番問題になると思うんですね。その辺を考えて、しっかり財政運営していただいて頑張りたいと思います。

それと最後に1点、一番の平成29年度予算の柱というか、注目された部分は、やはり小学校の統合に関する増築改築工事、これは3月議会も混乱しました。委員

会における修正審議も重ねました。修正動議も出されました。結果は賛否同数であります。その中で、修正発議の署名議員とか、修正動議は7名の発議者で動議を出しているわけであって、これは採決するまでもなく、当然修正案が通るわけであって、それが修正案が通らなかった。これはかなり問題があります。これは議会として、議員として、あり得ないことであり、あってはならないことだと思います。これは議会として、襟を正して行かなければならない問題だと思いますが、その中で町長の発言もありました。修正動議に関して、委員会で通らなかったものが、また修正動議を出すのはいかがなものか、それと修正動議を提出した私が予算決算特別委員会の委員長で、委員長報告をして、それと違う修正動議を出すのはいかなものかとも取れる発言もありました。

実は、これに関しては、長の議会に対する干渉とも言えます。それと修正動議に関しては、やはり委員会の結果が否決だろうが賛成だろうが、これは議員の考えがありますから、反対なものは反対、賛成なものは反対ですから、委員会の結果と従う必要はないと思います。やはりそれはそれなりの自分の信念で修正動議に出すことになるのは問題はないと思います。修正動議の提出に関して、手続き上も何ら問題はありません。

それと委員長が修正動議を出すに関しても、議会における委員長報告は、やはり委員会の審議経過とか、その報告であって、委員長個人の意見ではありません。これは委員長として修正動議を出すことに、これも問題がないと思います。その辺、いろいろ混乱はありましたけれども、こういうことは議会としてやはり良いことではありますので、しっかり検討し、話し合って正して行くべきだと。

ただこれは、町長発議に関しては、やはり議会の干渉、それと町長の認識、真偽がないかと思しますので、お聞きします。

議長（土屋 進君）

答弁はよろしいですか。答弁する内容。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

私の方からですね、答弁という形じゃなくて閉会後に申し上げたいと思います。

議長（土屋 進君）

城之内一男議員、よろしいですか、一般質問。

8番（城之内一男）

はい。

議長（土屋 進君）

以上で、城之内一男君の一般質問を終わります。

日程第6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）、日程第7、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ただいま提案されました承認第1号、町税条例等の一部を改正する条例及び承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも4月1日から施行されることに伴い、地方税法等を引用する町税条例、平成27年度6月議会及び平成28年6月議会において承認をいただきました町税条例等の一部を改正する条例並びに東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じました。急を要するため、3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

町民課長、高木浩一君。

町民課長（高木浩一君）

それでは、ただいま町長の提案理由にもございましたが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律並びに政令等が平成29年3月31日に公布されることに伴いまして、町税条例等の一部を改正する条例並びに東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の4ページをご覧ください。

今回の改正の主なものは、住民税、固定資産税、法人町民税及び軽自動車税の改正などが主な改正点でございます。

それでは、町税条例の一部改正を改正する条例の主なものについて、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別添、参考資料の1ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案によりご説明させていただきます。

第33条第4項及び2ページの第6項の改正は、上場株式等の特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額にかかる所得についての規定の整備でございます。

次に、第34条の9の改正は、第33条の改正に伴います文言の整備であります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第48条及び5ページの第50条の改正は、法人町民税に関する申告納付及び不足税額の納付手続きに対しましての、国税における延滞税の計算の基礎となる期間の見直しに準じて行う規定の整備でございます。

7ページをお開きください。

第61条第8項の改正は、固定資産税の課税標準の規定ですが、震災等により滅失等をした償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例として整備をするものでございます。

続きまして、第61条の2の規定は、固定資産税の課税標準に関する新たな項目を定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第63条の2の改正は、居住用超高層建築物にかかる税額の按分方法についての規定の整備でございます。

続きまして、第63条の3の改正は、震災等により被災市街地復興推進地域に定められた場合の規定の整備であります。

10ページをお願いいたします。

第74条の2の改正は、震災等により被災市街地復興推進地域に定められた場合、被災住宅用地の申告により、特例を適用する規定を常設するための整備でございます。

11ページをお願いいたします。

次に、附則の改正となります。

附則第5条の改正は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行う規定の整備であります。この改正は平成31年1月1日からの適用となります。

続きまして、附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得にかかる課税の特例について、適用期限を3年間、延長する規定となります。

次に、附則第10条は、読替規定による改正となっております。

12ページをお開きください。

続きまして、附則第10条の2、第7項から、13ページの第18項の改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正の整備でございます。

続きまして、附則第10条の3の改正は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとするものが提出する申告書についての規定及び文言の整備でございます。

17ページをお開きください。

附則第16条の改正は、軽自動車税に関する税率の特例でございます。この改正は、消費税率10%への引き上げが平成31年10月1日まで延期されたことに伴いましての軽自動車税のグリーン化特例についても、適用期限を2年延長する規定の整備となります。

18ページをお願いいたします。

続きまして、附則第16条の2、第1項から、19ページ、第4項までの規定は、法規定の新設に伴い、軽自動車税のグリーン化特例の軽自動車税の賦課徴収の特例を新たに定める規定を整備するものでございます。

続きまして、附則第16条の3、第2項の改正は、上場株式等にかかる配当所得等にかかる町民税の課税の特例について、規定及び文言の整備となります。

20ページをお願いいたします。

続きまして、附則第17条の2の改正は、優良住宅の造成等のために土地等を譲

渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例の適用期限を3年間延長する文言の変更を行っております。

21ページをお願いいたします。

続きまして、附則第20条の2、第4項の改正は、外国居住者等所得相互免除法の改正に合わせ、特例適用利子等及び特例適用配当等にかかる個人の町民税の課税の特例の規定の整備でございます。

22ページをお願いいたします。

続きまして、附則第20条の3、第4項及び第6項の改正は、租税条約等実施特例法の改正に合わせるための規定の整備でございます。

続きまして、附則の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書10ページから14ページをお願いいたします。

10ページ、下段にあります附則の第1条では、この条例の施行期日を定めております。

11ページをお願いいたします。

第2条では、町民税に関する経過措置を、第3条では、固定資産税に関する経過措置を、12ページ、第4条では、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれを定めております。

12ページ、下段の附則第5条の町税条例等の一部を改正する条例、平成26年東庄町条例第12号の町税条例等の一部を改正する条例の一部改正は、前段にも説明をいたしましたが、消費税率10%への引き上げが、平成31年10月1日まで延期されたことに伴いましての軽自動車税のグリーン化特例についても適用期限を2年延長する改正に伴います所要の規定の整備を行っております。

14ページをお願いいたします。

附則第6条の平成28年東庄町条例第10号の町税条例等の一部を改正する条例の一部改正は、軽自動車税の賦課徴収の特例に関し、消費税改定時に軽自動車税が種別割に改正されることに伴い、附則第16条の2を平成31年10月1日に全文削除するよう定めたものでございます。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の内容について、ご説明を申し上げます。

議案書の17ページをご覧ください。

今回の改正は、軽減判定所得の見直しでございます。恐れ入りますが、参考資料の29ページをお願いいたします。

新旧対照表の左側の改正案により、ご説明させていただきます。

第23条、国民健康保険税の減額の改正は、軽減判定所得の見直しによるものでございます。

国民健康保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割、被保険者均等割及び世帯別平等割について、原則として7割、5割、2割軽減を行っております。

こうした低所得者に対する軽減措置の拡充は、平成28年6月議会におきましても同様な改正を行っているところでございますが、今年度におきましても、消費者物価の伸び等の経済状況を踏まえまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を26万5,000円から27万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を48万円から49万円にそれぞれ引き上げる改正でございます。

以上で説明を終わります。承認を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。
議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

従って、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

従って、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第8、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(東庄町介護保険条例の一部を改正する条例)を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、承認第3号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

介護保険の第一段階保険料の低所得者軽減強化について、消費税率の引き上げが延期されたことを受け、平成28年度の内容を平成29年度も継続することとされたことにより、東庄町介護保険条例の所要の改正を行うものでございます。

賦課期日が年度の初日であることから急を要するため、3月31日、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、専決処分の承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、承認第3号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の30ページをお願いいたします。

東庄町介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表となります。このたびの改正は東庄町介護保険条例第7条第2項に規定されている保険料率について、第1段階の保険料軽減賦課にかかる年度について、平成28年度までを平成29年度までとするものでございます。

現行の東庄町介護保険条例第7条第2項では、第1段階の第1号被保険者の保険料率について、本来、2万8,560円のところ、平成27年度から平成28年度までは基準額5万7,120円に対して55%軽減し、2万5,700円とされております。これは平成26年に交付された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法が改正され、平成27年4月から低所得者の介護保険料軽減を特に所得の低い方を対象に実施しているところによるものです。

第1段階保険料の低所得者軽減強化については、第6期介護保険事業計画においてもお示しのとおり、消費税率10%への引き上げが予定されていた平成29年4月に実施されることを前提に平成29年度は基準額に対する保険料率を70%軽減し、1万7,130円とする予定でしたが、消費税率の引き上げが平成31年10月に延期されたことを受け、現行の保険料軽減を平成29年度も継続し、2万5,700円とするものでございます。

国から低所得者の第1号被保険者軽減強化にかかる平成29年度の対応についての通知を受け、平成29年度の国の予算が平成29年3月27日に成立されたことから、また、介護保険法で介護保険料の賦課期日は年度の初日とすると規定されており、施行期日を平成29年4月1日とすることから、急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(東庄町介護保険条例の一部を改正する条例)を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

従って、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第9、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(平成28年度東庄町一般会計補正予算(第6号))を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、承認第4号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は、平成28年度一般会計補正予算(第6号)の専決処分について承認を求めるもので、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、繰越明許の設定について補正するものでございます。

事業についてでございますけれども、笹川にあります天保水滸伝遺跡観光案内駐車場に建設予定の観光案内駐車場トイレの設計監理業務について、関係者等の協議

に不測の期間を要したため、平成29年度に繰り越すことになりました。議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、3月31日に専決処分させていただいたものでございます。同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

承認第4号、専決処分の承認についての内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の24ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきましては、町長の提案理由にもありましたとおり、観光案内駐車場トイレ設計管理業務委託を29年度に繰り越すものです。繰越額としましては、267万9,000円です。現在、天保水滸伝遺跡観光案内駐車場に設置してある公衆トイレにつきましては、車椅子での利用に対応していないことや、洋式便座が設置されていないことなどから、利用者に大変不便をかけているところでございます。このため、平成29年度に千葉県補助事業を活用しまして、新たなトイレを建設すべく、28年度に観光案内駐車場トイレ設計管理業務委託として業務委託をしてまいりました。観光協会、諏訪大神関係者などの皆様と設計や建設位置等について協議を重ね、平成28年度の業務完了を予定しておりましたが、関係者の皆様との協議に想定以上の期間を要することになってしまい、急遽、29年度への繰り越しが必要となり、3月31日に専決処分とさせていただきました。

なお、現在は関係者との協議も完了しまして、詳細設計を実施しまして、確認申請を提出する段階となっております。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度東庄町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

従って、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第10、議案第20号、平成29年度東庄町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第20号、平成29年度東庄町一般会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,303万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、自動車購入及び自治会等集会施設整備事業補助金に関する補正となっております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、平成29年度東庄町一般会計補正予算(第1号)について、内容のご説明を申し上げます。

初めに、歳出予算からご説明いたしますので、議案書の29ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の18節自動車購入費278万4,000円の補正でございますが、本年3月に故障しました庁用車8人乗りのワゴン車、エスティマでございますが、老朽化が激しく、修理費用が高額となるため、廃車処分といたしました。代替としてワゴン車を1台、購入させていただきたいものでございます。

次に、5目企画費の19節自治会等集会施設整備事業補助金24万8,000円の補正となっており、これは東和田区青年館のトイレ改修工事及び菰敷区青年館の屋根修理工事の補助金で、事業費の4分の1を補助するものでございます。

次に、歳入予算ですが、議案書の28ページをお願いいたします。

19款繰越金で303万2,000円の補正をしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号、平成29年度東庄町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時10分からといたします。

（午後 1時59分 休憩）

（午後 2時10分 再開）

議長（土屋 進君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成28年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）の報告を行います。

職員に報告の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

町長より報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、報告第1号、平成28年度東庄町一般会計の繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

先の3月定例会で可決をいただきました繰越明許の補正と3月31日付専決処分
の繰越明許の補正を合わせまして、繰越計算書を調整いたしました。

地方自治法施行令第146条の規定に基づきまして、ご報告をさせていただく
のでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。よろしく
お願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の内容について、ご説明いた
します。

議案書の31ページをお願いいたします。

初めに、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業113万8,000円、マイナンバーカードの発行状況に鑑み、国予算が繰り越されたことによるものでございます。

次に、3款民生費、5項臨時福祉給付金事業費3,847万6,000円、国の補正予算により、3月補正で予算計上した事業でございます。

次に、6款商工費、1項商工費の観光トイレ設計監理業務267万9,000円、設計協議に期間を要したことにより、工期延長となったものでございます。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費の道路改良工事4,709万8,000円、用地取得等に期間を要したことにより、工期延長となったものでございます。

これら4事業の繰越総額は8,939万1,000円、財源内訳としましては、国県支出金3,961万4,000円、一般財源が4,977万7,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

本件については、報告事項でございますが、特に質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。以上で報告第1号の報告を終わります。

日程第12、請願第1号、「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、日程第13、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上、2件を一括議題とします。

職員に請願の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

ここで請願紹介議員から趣旨説明を求めます。

請願第1号、「国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について。

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

それでは、請願第1号、「国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、紹介議員として趣旨を説明いたします。

この請願については、例年、提出されているものであり、詳細は省略させていただきますが、この請願は、将来を担う子供たちの教育環境の整備、充実を推進するためにも、教育予算は十分に確保されている必要があります。

また、国民に等しく義務教育を保障するという教育の機会均等という意味からも、義務教育国庫負担制度は堅持していくべきであり、請願の趣旨を理解し、採択願いたく、お願いして、これで説明を終わります。

議長（土屋 進君）

これらの請願は、会議規則第91条第2項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第14、休会の件を議題とします。

常任委員会審査等のため、7日及び8日の2日間は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、7日及び8日の2日間は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。6月9日の会議は議事の都合により午後2時に繰り下げて開くことにします。予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時26分 散会）